

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3615186号  
(P3615186)

(45) 発行日 平成17年1月26日(2005.1.26)

(24) 登録日 平成16年11月12日(2004.11.12)

(51) Int.C1.<sup>7</sup>

F 1

B65D 21/024  
B65D 1/04  
B65D 8/04B 65 D 21/02 303 Z  
B 65 D 1/04 B  
B 65 D 8/04 H

請求項の数 10 (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2001-541766 (P2001-541766)  
 (86) (22) 出願日 平成12年11月8日 (2000.11.8)  
 (65) 公表番号 特表2003-515505 (P2003-515505A)  
 (43) 公表日 平成15年5月7日 (2003.5.7)  
 (86) 国際出願番号 PCT/FR2000/003100  
 (87) 国際公開番号 WO2001/040065  
 (87) 国際公開日 平成13年6月7日 (2001.6.7)  
 審査請求日 平成14年5月31日 (2002.5.31)  
 (31) 優先権主張番号 99/15438  
 (32) 優先日 平成11年12月2日 (1999.12.2)  
 (33) 優先権主張国 フランス(FR)

(73) 特許権者 502196555  
 フロリーノ、マルク  
 フランス国、エフ-06800 カニュ  
 シュール メール、アブニユ ド カン  
 ヌ、50  
 (73) 特許権者 502196566  
 ルグーピル、フランク  
 フランス国、エフ-14500 ビール、  
 ルート ドゥ カエン、11  
 (74) 代理人 100077517  
 弁理士 石田 敏  
 (74) 代理人 100092624  
 弁理士 鶴田 準一  
 (74) 代理人 100082898  
 弁理士 西山 雅也

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】一方の表面によって組立てることのできる2つの室によって形成された容器

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

それぞれの一方の面(6a, 6b)を介して相互に組立てて適した2つの収容部(2, 3)によって構成された容器(1)であって、各収容部(2, 3)の組立て面(6a, 6b)が同様に、溝(8)の形式の横断方向に延びる段部(7)と、底部当接部(11)と頂部当接部とを具備し、

頭部から尾部への位置で各収容部(2, 3)の溝(8)の谷部(9)が他方の収容部(2, 3)の溝(8)の縁部(10)と共に作用し、各収容部(2, 3)の底部当接部(11)が他方の収容部(2, 3)の頂部当接部と共に作用し、それにより2つの収容部を一緒に組立て、収容部の間の横断方向と長手方向との相対移動を阻止するようにしていることを特徴とする2つの収容部で構成された容器。

## 【請求項2】

2つの収容部(2, 3)を横方向で阻止する手段をさらに具備していることを特徴とする請求項1に記載の容器(1)。

## 【請求項3】

阻止手段が、収容部(2, 3)の一方の組立て面(6a, 6b)に形成された少なくとも1つの空洞と、他方の収容部(2, 3)の組立て面(6a, 6b)に形成された起伏部分とにより形成され、前記起伏部分が空洞に挿入されるようになっていることを特徴とする

請求項 2 に記載の容器（1）。

【請求項 4】

各収容部（2，3）が空洞と起伏部分とを有していることを特徴とする請求項 3 に記載の容器（1）。

【請求項 5】

空洞が溝（12）であり起伏部分が突起（13）であることを特徴とする請求項 3 又は 4 に記載の容器（1）。

【請求項 6】

溝（8）が丸くされた形状で組立てを容易にすることを特徴とする請求項 1 から 5 のうちの 1 項に記載の容器（1）。 10

【請求項 7】

各収容部（2，3）が開口を閉鎖するキャップ（5）を有し、前記キャップ（5）の底面（18）が頂部当接部を構成していることを特徴とする請求項 1 から 6 のうちの 1 項に記載の容器（1）。

【請求項 8】

底部当接面（11）が収容部（2，3）の基部に向って面する平面の表面（19）であることを特徴とする請求項 1 から 7 のうちの 1 項に記載の容器（1）。

【請求項 9】

底部当接面（11）がキャップ（5）の厚さに実質的に一致する収容部（2，3）の基部（4）からの距離において位置していることを特徴とする請求項 7 に記載の容器（1）。 20

【請求項 10】

各収容部（2，3）が成形されたプラスチック材料で作られていることを特徴とする請求項 1 から 9 のうちの 1 項に記載の容器（1）。

【発明の詳細な説明】

【0001】

本発明はそれぞれの面を介して相互に組立てられる 2 つの収容部で形成された容器に関する。

【0002】

本発明の特定の用途は特に液体の種々の製品を包装することにある。

【0003】

これらの収容部はしたがって種々の液体を包装するため缶によって構成することができる。

【0004】

フランス特許公開第 2,765,557 号は相互に逆向きに固定することができる 2 つの収容部で形成された容器を開示している。この容器は 2 つの収容部がそれぞれの面の少なくとも一方を介して相互に固定され、これらの面はこの 2 つの収容部が容器を形成している時に目に見えない固定手段を有していることによって特徴づけられている。

【0005】

極めて多くの方法が有利ではあるが、その固定手段が設計される方法のため、この容器は限られた数の構造によって提供されるにすぎない。 40

【0006】

さらにまた、これらの手段は特別に製造される必要があるという欠点を有しそのため容器の全体のコストを増すものとなる。

【0007】

本発明は現在の容器の欠点をなくしこれを 2 つの一緒に組立てられた収容部によって構成された新規な容器を提供することによって行うことができるようとする。

【0008】

この容器はこの 2 つの収容部が高度に特徴のある効率的な方法で一緒に組立られるようになるという利点を有する。用いられる組立て手段は特に収容部が成形されたプラスチック材料で形成された時に収容部の本体に容易に施される。

10

30

40

50

**【 0 0 0 9 】**

本発明はまた実施上の理由と外観のためとにおいて非常に特殊なまた大衆を魅了するのに適した形状の容器を提供するという利点を有している。

**【 0 0 1 0 】**

他の目的と利点は本発明を限定しない以下の記載から明らかとなる。

**【 0 0 1 1 】**

本発明はそれぞれの面を介して相互に組立ててのに適した2つの収容部によって構成された容器を提供し、この容器は各収容部の組立て面が同様に

- ・溝の形式の横断方向に延びる段部と

- ・底部当接部及び頂部当接部と

を具備し、

10

それにより頭部から尾部の位置で各収容部の溝の谷部が他方の収容部の溝の縁部と共に働かし、また各収容部の底部当接部が他方の収容部の頂部当接部と共に働くことで2つの収容部と一緒に組立て、2つの収容部の間の横断方向と長手方向との相対移動を阻止するようにしている

ことを特徴とする。

**【 0 0 1 2 】**

以下の特定された実施態様は本発明の変更例を構成する。すなわち

- ・さらに2つの収容部の横方向への動きを阻止する手段を具備している、

・この阻止手段は一方の収容部の組立て面に形成された少なくとも1つの空洞部と他方の収容部の組立て面に形成された起伏部分とによって形成され、前記起伏部分は空洞に挿入するに適している、

20

- ・各収容部は空洞と起伏部分とを有する、

- ・空洞は溝であり起伏部分は突起である、

- ・溝は丸くされた形状であり組立てを容易にする、

・各収容部はその開口を閉鎖するキャップを有し、このキャップの底面は頂部当接部を構成する、

- ・底部当接部は収容部の基部の方に面する平らな表面である、

・底部当接部はキャップの厚さに実質的に一致する収容部の底部からの距離に位置している、そして

30

- ・各収容部は成形されたプラスチック材料で作られる。

**【 0 0 1 3 】**

添付図面は限定されない表示として与えられる。これら図面は本発明の実施態様を示す。図面は本発明を理解するのを容易にする。

**【 0 0 1 4 】**

一定の製品を包装するには一緒に組立てることのできる2つの収容部を有する容器1を用いるのが有利である。

**【 0 0 1 5 】**

この記載では図1に示されるように、本発明は2つの収容部2と3で作られた容器1を提供する。

40

**【 0 0 1 6 】**

これら収容部2と3は参考符号6aと6bで示されるその面の各々を介して相互に組立てることができる。

**【 0 0 1 7 】**

組立体の面6aもまた図2の前面図に見られる。

**【 0 0 1 8 】**

2つの収容部2,3を各組立て面6aと6bとを介して相互に共働させるために、これらの面は本発明の特徴とする特殊な形状を有している。

**【 0 0 1 9 】**

以下に記載された実施態様は、この2つの収容部2,3が実質的に同一でありまた同様に

50

形成された組立て面 6a, 6b を有しているものである。しかし、収容部 2, 3 は、特にこれらが異なった一定の寸法を有し、例えば横断方向 17 で異なっているように、異なるものとすることができます。

【0020】

図 3 に示されるように、組立て面 6a, 6b は第 1 に横断方向に段部 7 を具備している。横断方向軸線は図 4 で符号 17 で示されている。

【0021】

記載の目的のため、各収容部の横方向軸線は 16 で示され長手方向軸線は 15 で示される。

【0022】

図 3 の側面図で示されるように、段部 7 は収容部の厚さの変化を構成しました溝 8 を含んでいる。

【0023】

この溝は谷部 9 と縁部 10 とを具備している。

【0024】

さらにまた、本発明では、組立て面 6a, 6b は図 2 に示されるように底部当接部 11 を有している。

【0025】

底部当接部 11 は好ましくは収容部の底部の方に面しあつ収容部 2, 3 の基部から突出する平面の表面 19 である。

【0026】

各収容部 2, 3 はまた前記底部当接部 11 の平面の表面 19 に圧接することにより底部当接部と共に働くのに適している頂部当接部を有している。

【0027】

このように形成された各組立て面 6a, 6b を有する 2 つの収容部 2, 3 は次のように共働くのに適している。

【0028】

第 1 に、溝 8 が組立て面の一方 6a の縁 10 を他方の組立て面 6b の谷部 9 に挿入することにより共働く。往復の係合がまた生じる。この共働作用は図 1 に明らかに見ることができる。

【0029】

各収容部 2, 3 の底部当接部 11 はまた他方の収容部 2, 3 の頂部当接部と当接するようになる。

【0030】

溝 8 の間の共働くは収容部 2, 3 が横断方向の相対的な移動を阻止する作用をする。底部と頂部の当接部 11 は 2 つの収容部 2, 3 が長手方向に相対移動するのを阻止する作用をする。

【0031】

特定の実施態様では、頂部当接部は収容部 2, 3 の開口を閉じるキャップ 5 により構成される。この変更例は液体の包装に特に適合し、各収容部 2, 3 のねじ部 14 と共に働くキャップ 5 の存在はありふれたものである。

【0032】

頂部当接部を構成するためのキャップ 5 の使用は前記当接部を形成する余分の手段を必要としないという利点を有している。したがって、キャップ 5 の普通の設計の底面 18 は当接部を構成する作用をする。

【0033】

さらにまた、この 2 つの収容部 2, 3 を組立てまた分解するのをより容易にするため、溝 8 は好ましくは図 3 に示されるように丸くされた形状となっている。鋭い角度のないことは各突起部 10 を他方の溝 8 の谷部 9 の所定位置に置くのをより容易にする。

【0034】

10

20

30

40

50

好ましい実施態様では、容器はまた 2 つの収容部 2 , 3 が横方向に動くのを阻止する手段を有している。

**【 0 0 3 5 】**

このような手段の使用は 2 つの収容部 2 , 3 が全ての方向に動くのが阻止されることを保証する。

**【 0 0 3 6 】**

一変更例では、横方向の阻止手段は収容部 2 , 3 の一方の組立て面 6 a , 6 b に形成された少なくとも 1 つの空洞と収容部 2 , 3 の他方の組立て面 6 a , 6 b に形成された起伏する部分とによって形成されている。

**【 0 0 3 7 】**

この空洞と起伏部分とは相互に共働し起伏部分が空洞に挿入されるように形成される。 10

**【 0 0 3 8 】**

好ましい実施態様では、空洞は図 2 , 4 及び 5 に示されるように溝 1 2 である。

**【 0 0 3 9 】**

この記載では、起伏部分は図 2 と図 3 及び 5 とに見られる突起 1 3 である。

**【 0 0 4 0 】**

このように構成された時、空洞と起伏部分とは相当な長さでありそれにより空洞と起伏部とを 2 つの収容部が横方向に移動するのを阻止するのが高度に効率的となるようになる。

**【 0 0 4 1 】**

この 2 つの収容部 2 , 3 は好ましくはプラスチック材料で作られまた任意の公知の手段を用いて成形することができる。 20

**【 0 0 4 2 】**

さらにまた、十分に可撓性のプラスチック材料を選択することにより（例えば収容部 2 , 3 を構成する材料の厚さを制限することにより）、収容部 2 , 3 を組立てまた分解する作用はその弾性の利点を利用することによりさらに容易となる。

**【 0 0 4 3 】**

最後に、容器 1 は 1 つの平面上に起立するのに適した 1 つ又は複数の表面を有するようを作られることが有利である。

**【 0 0 4 4 】**

この目的のため、底部当接部 1 1 は好ましくは収容部 2 , 3 の基部 4 から距離をおいて置かれ、前記距離は実質的にキャップ 5 の厚さに一致している。 30

**【 0 0 4 5 】**

したがってキャップ 5 の底面 1 8 が底部当接部 1 1 と共に働いている時、キャップ 5 の頂面は基部 4 の平面と同一平面上にあるようになる。

**【 0 0 4 6 】**

これは容器 1 の面の一方を 1 つの平面上に立ち上がらせるができるようになる。

**【 0 0 4 7 】**

当然に、長手方向、横断方向及び横方向の軸線 1 5 , 1 7 及び 1 6 は記載の目的で例示としてその方向を定めたものである。容器 1 の構造に関する他の方向の規定は本発明の範囲内にあるものである。 40

**【 図面の簡単な説明 】**

**【 図 1 】** 2 つの収容部で作られた本発明の容器の側面図である。

**【 図 2 】** 本発明の容器を構成する収容部の一方の前面図である。

**【 図 3 】** 本発明の容器を構成する収容部の一方の側面図である。

**【 図 4 】** 本発明の容器を構成する収容部の一方の底面図である。

**【 図 5 】** 本発明の容器を構成する収容部の一方の頂面図である。

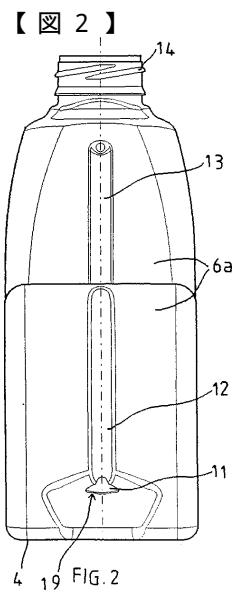
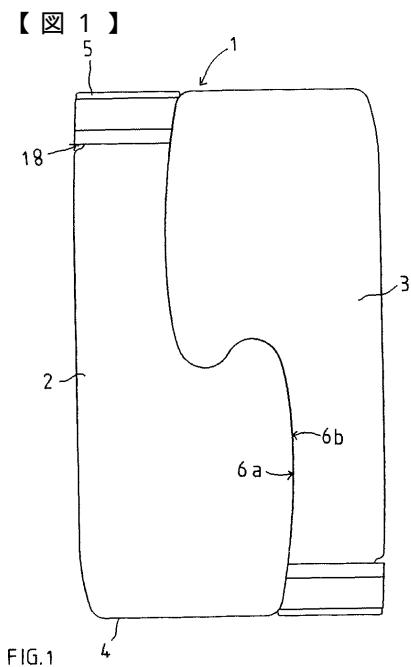
**【 符号の説明 】**

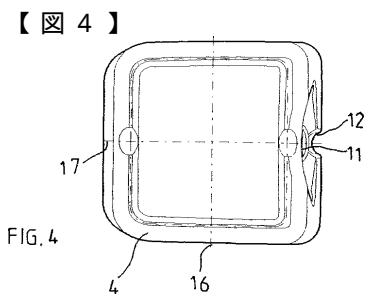
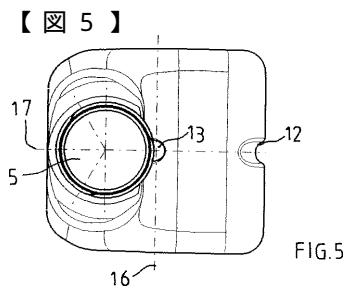
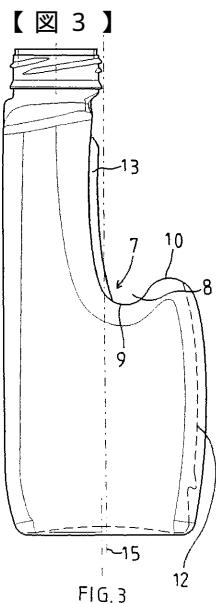
1 ... 容器

2 ... 収容部

3 ... 第 2 の収容部

- 4 ... 基部  
 5 ... キャップ  
 6 a ... 組立て面  
 6 b ... 組立て面  
 7 ... 段部  
 8 ... 溝  
 9 ... 溝の谷部  
 10 ... 溝の縁部  
 11 ... 底部当接部  
 12 ... 溝  
 13 ... 突起  
 14 ... ねじ  
 15 ... 長手方向軸線  
 16 ... 横方向軸線  
 17 ... 横断方向軸線  
 18 ... キャップの底面  
 19 ... 平面の表面
- 10





---

フロントページの続き

(74)代理人 100081330

弁理士 樋口 外治

(72)発明者 フロリーノ,マルク

フランス国,エフ-06800 カニュ シュール メール,アブニュ ド カンヌ,50

(72)発明者 ルグーピル,フランク

フランス国,エフ-14500 ビール,ルート ドゥ カエン,11

審査官 谷治 和文

(56)参考文献 実開平1-73133(JP,U)

実用新案登録第3002152(JP,Y2)

仏国特許出願公開第2655619(FR,A1)

特開昭63-152546(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, DB名)

B65D 21/00-21/02

B65D 1/04

B65D 8/04